

| | |
|--------------|--------|
| 都道府県・政令指定都市名 | 13 大阪市 |
|--------------|--------|

時点:平成31年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

| | |
|---------------|-----------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 |
| 担 当 職 員 数 | 17 人 (専任 17 人、兼任 0 人) |

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | | |
|---------------|---------------|-----------------------|
| 名 称 | 大阪市男女共同参画推進本部 | |
| 設 置 年 月 日・根 拠 | 平成18年12月8日 | 根拠: 大阪市男女共同参画推進本部設置要綱 |
| 長 の 役 職 | 市民局長 | |

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|---------------|----------------------|
| 機 関・会 等 の 名 称 | 大阪市男女共同参画審議会 |
| 設 置 年 月 日 | 平成15年8月20日 |
| 構 成 員 員 | 15 人 (女性 8 人、男性 7 人) |

問4 男女共同参画に関する計画

| | | | |
|---|-------------------------------|--|-------|
| 計 画 期 間 | 平成 28 年 4 月～ 令和 3 年 3 月 | | |
| 名 称 | 大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～ | | |
| 改定・見直しの予定時期 | 令和3年度 | | 未定の場合 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である | 1 | | |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成 | | | |

問5 男女共同参画に関する条例

| | | |
|------|-----------------------------|---------------|
| 有の場合 | 名 称 | 大阪市男女共同参画推進条例 |
| | 公 布 日 | 平成14年12月4日 |
| | 施 行 日 | 平成15年1月1日 |
| | 最 終 改 正 日 | |
| | 改 正 内 容 | |
| | 改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月 | |
| 無の場合 | 1. 制定等について検討中 具体的な状況: | |
| | 2. 特に検討していない | |

問6 審議会等委員への女性の登用

| | | | | | |
|--|-------------------------------|-------------------------|--|-------------------|--------|
| | | 調査時点コード | 1:平成31年4月1日 | 2:令和元年5月1日 | 3:その他: |
| 目 標 値 | 令和 2 年度まで | 40 % | | | |
| 根 拠 | 大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～ | | | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 法令または条例等により設置されている審議会等 | | | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(101)うち女性委員を含む審議会等数(98) | | |
| | | | 延総委員等数(2,954)延女性委員等数(1,079) 女性比率(36.5) | | |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(77)うち女性委員を含む審議会等数(74) | | |
| | | | 延総委員等数(2,271)延女性委員等数(791) 女性比率(34.8) | | |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(24)うち女性委員を含む審議会等数(23) | | |
| | | | 延総委員等数(1,732)延女性委員等数(589) 女性比率(34.0) | | |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(5)うち女性委員を含む審議会等数(4) | | |
| | | | 延総委員等数(27)延女性委員等数(12) 女性比率(44.4) | | |
| 目標値以外の目標設定 | | | | | |
| 女性登用方針 | 人材名簿作成の有無 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定有 | 2 | 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 人 | 年 | 月現在) |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) | 2 | | |
| | | 委員の公募(1. 有 2. 無) | 2 | | |
| | | そ の 他 () | | | |

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------------------|----------------------------|------------------|-----------------|----------|------|------------|----------|------|-------|-----|------|
| | | 調査時点コード | | 1:平成31年4月1日 | 3:その他: | | | | | | | | |
| | 管理職総数 | (人) (A)=(O+E+G) | うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H) | 女性比率(%) (B/A) | 女 性 管 理 職 の 内 訳 | | | | | | | | |
| | | | | | 部局長相当職 | | | 次長相当職 | | | 課長相当職 | | |
| | | (人) (C) | うち女性数(D) | 女性比率 | (人) (E) | うち女性数(F) | 女性比率 | (人) (G) | うち女性数(H) | 女性比率 | | | |
| 本庁 | 計 | 800 | 105 | 13.1 | 50 | 5 | 10.0 | 175 | 21 | 12.0 | 575 | 79 | 13.7 |
| | うち一般行政職 | 645 | 78 | 12.1 | 46 | 5 | 10.9 | 148 | 17 | 11.5 | 451 | 56 | 12.4 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 381 | 55 | 14.4 | 29 | 3 | 10.3 | 48 | 1 | 2.1 | 304 | 51 | 16.8 |
| | うち一般行政職 | 268 | 46 | 17.2 | 24 | 3 | 12.5 | 23 | 1 | 4.3 | 221 | 42 | 19.0 |
| 全体 | 計 | 1,181 | 160 | 13.5 | 79 | 8 | 10.1 | 223 | 22 | 9.9 | 879 | 130 | 14.8 |
| | うち一般行政職 | 913 | 124 | 13.6 | 70 | 8 | 11.4 | 171 | 18 | 10.5 | 672 | 98 | 14.6 |
| 再掲 | 警察関係 | 0 | 0 | | | | | | | | | | |
| | 教育委員会 | 61 | 6 | 9.8 | 1 | 0 | 0.0 | 12 | 1 | 8.3 | 48 | 5 | 10.4 |

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation date (1:平成31年4月1日, 3:その他) and rows for various positions (課長補佐相当職, 係長相当職) and locations (本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲).

問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position and location, including columns for課長相当職, 課長補佐相当職, and 係長相当職.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion and advancement criteria such as 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, and 其他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and advancement exams, with columns for 全受験者数(人), 女性受験者数(人), and 女性受験率(%).

問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees, including columns for 総数(人), うち女性数(人), and 女性比率(%).

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the Creo Osaka Central facility, including name, location, dates, management, staff, and main activities.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

| | | | | | | | | |
|-----------------|---|-------|-------|-----------|-----------------|-------|--------|----|
| 名 称 | 大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館 | | 愛称・通称 | クレオ大阪子育て館 | | | | |
| 設置年月日 | 平成11年10月7日 | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 | | | |
| 所在地等 | 郵便番号：530-0041 住 所：大阪市北区天神橋6-4-20 電話番号：06-6354-0106 FAX番号：06-6354-0277 ホームページ：http://www.creo-osaka.or.jp/north/index.html | | | | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(北)(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(北)(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() | | | | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 | 10 人、 | 非常勤 | 15 人 | 予算額 | 令和元年度 | 53,535 | 千円 |
| 主な事業 | <input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 おおさか子育てネットの運営、情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等、子育て支援講座、子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項子育て相談) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項：) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： 地域のグループ等との連携事業の実施) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施) | | | | | | | |
| 男女共同参画・女性に関するもの | ※ 実施しているもの：○ | | | | | | | |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|------|-------|--------|-----------------|-------|--------|----|
| 名 称 | 大阪市立男女共同参画センター西部館 | | 愛称・通称 | クレオ大阪西 | | | | |
| 設置年月日 | 平成6年9月1日 | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 | | | |
| 所在地等 | 郵便番号：554-0012 住 所：大阪市此花区西九条6-1-20 電話番号：06-6460-7800 FAX番号：06-6460-9630 ホームページ：http://www.creo-osaka.or.jp/west/index.html | | | | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： クレオ大阪西・子ども文化センター共同事業体(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： クレオ大阪西・子ども文化センター共同事業体(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() | | | | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 | 9 人、 | 非常勤 | 5 人 | 予算額 | 令和元年度 | 43,466 | 千円 |
| 主な事業 | <input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項： 女性のライフプラン相談) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項：) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの運営、地域のグループ等との連携事業の実施) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施) | | | | | | | |
| 男女共同参画・女性に関するもの | ※ 実施しているもの：○ | | | | | | | |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(4件目)

| | | | | | |
|---|--|---------|-------|--------|-----------------|
| 名 称 | 大阪市立男女共同参画センター南部館 | | 愛称・通称 | クレオ大阪南 | |
| 設置年月日 | 平成8年1月1日 | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号：547-0026 住 所：大阪市平野区喜連西6-2-33 電話番号：06-6705-1100 FAX番号：06-6705-1140 ホームページ：http://www.creo-osaka.or.jp/south/index.html | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(南)(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(南)(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 6 人、 | 非常勤 6 人 | 予算額 | 令和元年度 | 59,617 千円 |
| 主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○ | ○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの運営、地域のグループ等との連携事業の実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施) | | | | |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(5件目)

| | | | | | |
|---|--|---------|-------|--------|-----------------|
| 名 称 | 大阪市立男女共同参画センター東部館 | | 愛称・通称 | クレオ大阪東 | |
| 設置年月日 | 平成10年2月1日 | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号：536-0014 住 所：大阪市城東区鳴野西2-1-21 電話番号：06-6965-1200 FAX番号：06-6965-1500 ホームページ：http://www.creo-osaka.or.jp/east/index.html | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(東)(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 大阪市男女共同参画推進事業体(東)(代表者 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)) その他() | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 7 人、 | 非常勤 3 人 | 予算額 | 令和元年度 | 61,674 千円 |
| 主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○ | ○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「クレオ」の編集・発行協力、ホームページの運営協力) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等) ○ 3. 相談事業(主な事項： 女性のためのお仕事相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ICTを活用した情報収集・提供、情報・図書コーナー) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： チャレンジスタジオ、交流サロンの運営、地域のグループ等との連携事業の実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 就労支援機関と連携したセミナーの実施) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育事業の実施) | | | | |

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | | | |
|-------|-----------------|-----|----------|-----------|----|
| 名 称 | 大阪市男女共同参画施策推進基金 | | 基金・基本財産額 | 1,471,833 | 千円 |
| 設置年月日 | 平成4年4月1日 | 出資者 | 大阪市・寄附 | | |

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|---------------|-------|--|--|
| 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | 問10-2 名称等: | 加盟団体数 | | |
| 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | | 会 員 数 | | |
| 問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○ | | 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:) | | | | |

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

| | |
|--|--|
| 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 :) 7. その他 (内容:) | |
|--|--|

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 ○ 3. その他 (内容: 女性管理職を総務省自治大学校の第1部・第2部特別課程へ派遣)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 平成30年度予算 (千円) | 令和元年度予算 (千円) | 備 考 |
|-----------------------|------------------|-----------------|-----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 574,137 | 585,373 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 | 0.00032 % | 0.00032 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | 112,973 | 284,665 | |

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの：○

| | | 項目の設定 |
|---|--|-------|
| 1 | 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 2 | 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 3 | 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | ○ |
| 4 | その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) | ○ |
| | (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達 | |
| | (2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 | |
| | (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定 | ○ |
| | (4) プロポーザル方式における評価項目の設定 | ○ |
| | (5) その他(内容:) | |

↓(具体的に実施している内容:○)

| | | 問14-1 | 問14-2 | 問14-3 | 問14-4 |
|-----------------------|--|----------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------|
| | | 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定 | 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 |
| 具 体 的 項 目 | ① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 | | | | |
| | ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | | |
| | ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | | |
| | ④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 | | | ○ | ○ |
| | ⑤ 役員に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) | | | | |
| | ⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) | | | | |
| | ⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | | |
| | ⑩ 短時間正社員制度の導入 | | | | |
| | ⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | | |
| | ⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) | | | | |
| | ⑬ その他 | | | | |

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

| | | 企業の登録・認定・認証制度 | 企業の表彰制度 |
|-------------------------------------|---|---------------|---------|
| 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無) | | 1 | 1 |
| 選 定 等 の 基 準 | 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | | |
| | 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | |
| | 3 役員に占める女性割合に関する項目 | | |
| | 4 管理職に占める女性割合に関する項目 | ○ | ○ |
| | 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | ○ | ○ |
| | 6 その他「登用促進等」に関する項目 | | |
| | 7 仕事と育児・介護を両立するための取組 | ○ | ○ |
| | 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | ○ | ○ |
| | 9 短時間正社員制度の導入 | | |
| | 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | ○ | ○ |
| | 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く) | | |
| | 12 その他 | | |

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| → 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 | 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証制度 |
| → 「企業の表彰制度」の具体的な名称 | 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」市長表彰 |

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| | | | | |
|-----------------|---|---|--------------------------|--|
| 1 ある | 2 | → | 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称 | |
| 2 現在は無いが、今後検討する | | | 上記以外の具体的な名称 | |

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| | | |
|---|---|-----------------------|
| 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 2 | 1. 有 問17-1 名称 2. 無 |
| 問17-1 公表周期 | 1. 定期 2. 不定期 | 定期的場合 年 |
| 公表主体 (※ 該当するもの:○) | 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 () | |

問18-1 令和元年度実施予定事業

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
|---|---|--|----------------------------------|
| 1. 広報啓発 ・クレオ大阪ホームページの運営 ・情報誌「クレオ」の発行 | クレオ大阪のホームページにて、講座案内、施設空室情報を提供する。情報誌「クレオ」を編集し、発行する。 | | 通年 年4回 |
| 2. 表彰 ・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」市長表彰 | 市長表彰に応募した認証企業の中から選考を行い、表彰を行う。 | | 年1回 |
| 3. 講座 ・男女共同参画の形成に関する講演会・講習会・研修会等 ・子育て支援講座 ・子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等 ・両立支援講座 | クレオ大阪において、男女共同参画社会の実現に向けた諸問題についての知識の修得、人材の育成、企業及び地域における取組みの推進に資する学習機会を提供する。 子育て相談や女性総合相談センターと連携し、子育て支援講座を実施する。 子育て支援に携わる人を対象に、ニーズ、課題に応じた研修会を実施する。 大阪市内の中小企業や、そこで働く男性・女性を対象に、仕事と家庭の両立、女性のキャリアアップ、男性の家事・育児参画に向けた両立支援講座を実施する。 | 約4,000人 約1,000人 約1,000人 約120人 | 通年 通年 通年 通年 |
| 4. 相談事業 ・女性総合相談センター ・女性のためのチャレンジ相談 ・子育て相談 ・女性のためのライフプラン相談 ・女性のお仕事相談 ・男性のための悩み相談 | 一般相談、からだの相談、法律相談等 キャリアコンサルタントによる面接相談 一般相談、法律相談、小児科相談、児童精神科相談、臨床心理相談 社会保険・年金相談、家計管理・マネー相談 キャリア相談、起業相談 一般相談 | | 通年 通年 通年 通年 通年 通年 |
| 5. 情報収集・提供 ・情報・図書コーナーの運営 ・ICTを活用した情報収集・提供 ・女性の活躍促進情報発信事業 | クレオ大阪各館で、情報・図書コーナーを運営する。 ホームページ、スタッフブログ、フェイスブック等を活用し、事業案内や事業報告を行う。 女性の活躍促進事業全般について、広く情報を発信する。 | 約20,000人 | 通年 通年 通年 |
| 6. 苦情処理 ・ | | | |
| 7. 交流促進 ・交流サロンの運営 ・地域のグループ等との連携事業の実施 | クレオ大阪を拠点として活動するグループ・団体・個人が、ネットワークを広げ、交流できる機会や場づくりを支援する事業として実施する。 地域・市民との連携による魅力あるまちづくり推進事業を行う。 | 約25,000人 約15,000人 | 通年 通年 |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・就労支援機関等と連携したセミナーの実施 | 女性のための就職、就労継続支援等に関するセミナーの実施する。 | 約500人 | 通年 |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ | | | |
| 10. 調査研究 ・男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究 | 男女共同参画の課題に関して、市民意識調査等を実施する。また、研究室の機能を活かし、大学・研究機関等との多様なネットワークを推進する。 | | 通年 |
| 11. その他 ・一時保育事業 ・大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証事業 ・女性チャレンジ応援拠点事業 | 子育て期の男女や保護者の参加を促進するために一時保育を実施する。 「女性の能力活用」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援」等を積極的に推進する企業等を認証する。 地域で活躍する女性(ロールモデル)の活動事例等の情報発信、地域活動に参画意欲の高い女性の発掘、育成・支援、地域で活躍中の女性の活動支援等を行う。 | 約2,500人 | 通年 通年 通年 |

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

| 調査時点コード | | 3:その他 | 3:その他: 令和元年7月31日 |
|---|---|-------|------------------|
| 議 会 名 | 大阪市会 | | |
| 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無 | 1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不明等) | 1 | |
| (欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。 | 3 | |
| 休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 | 1. あり 2. なし 3. その他 | 2 | |
| 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無 | | | |
| | 1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | | |
| 配偶者の出産 | 4 | | |
| 育児 | 4 | | |
| 家族の看護 | 4 | | |
| 家族の介護 | 4 | | |
| 疾病 | 1 | | |
| その他 | | | |
| 明記した規定(規則、条例等)の内容 | | | |
| 規 則 名 | 大阪市会会議規則 第8条 | | |
| 条文本文 第8条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、正当の理由を示して議長に届け出なければならない。 | | | |
| 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況 | 1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。 | 4 | |
| 議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 政治分野の男女共同参画のために実施していること | | | |

調査時点コード: 1. 平成31年4月1日現在 2. 令和元年5月1日現在 3. その他 ()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

| 設置 | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|------------|---|-------------|-----------------|----------------|------------------------------|
| | 1 市町村防災会議(会長を含む) | 45 | 10 | 22.2 | |
| | 市町村防災会議(委員のみ) | 44 | 10 | 22.7 | |
| | 2 民生委員推薦会 | 14 | 6 | 42.9 | |
| | 3 国民健康保険運営協議会 | 29 | 14 | 48.3 | |
| | 4 地方社会福祉審議会 | 28 | 9 | 32.1 | |
| | 5 土地利用審査会 | 7 | 2 | 28.6 | |
| | 6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 15 | 6 | 40.0 | |
| | 7 公害健康被害認定審査会 | 16 | 7 | 43.8 | |
| × | 8 損害評価会 | | | | |
| | 9 地方港湾審議会 | 28 | 4 | 14.3 | |
| | 10 土地区画整理審議会 | 7 | 1 | 14.3 | (淡路駅周辺地区) |
| | 11 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 12 開発審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 13 介護認定審査会 | 1,173 | 412 | 35.1 | |
| | 14 精神医療審査会 | 15 | 5 | 33.3 | |
| | 15 市町村国民保護協議会 | 30 | 2 | 6.7 | |
| | 16 地方独立行政法人評価委員会 | 5 | 3 | 60.0 | (大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会) |
| | 17 感染症診査協議会 | 11 | 4 | 36.4 | |
| | 18 市町村都市計画審議会 | 29 | 8 | 27.6 | |
| × | 19 市街地再開発審査会 | | | | |
| | 20 障害程度区分認定審査会 | 206 | 75 | 36.4 | |
| | 21 児童福祉審議会 | 20 | 6 | 30.0 | |
| | 22 行政不服審査会 | 12 | 4 | 33.3 | |
| | 23 土地区画整理審議会 | 8 | 0 | 0.0 | (三国東地区) |
| | 24 地方独立行政法人評価委員会 | 7 | 1 | 14.3 | (大阪府市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会) |
| | 25 地方独立行政法人評価委員会 | 7 | 2 | 28.6 | (大阪府市公立大学法人評価委員会) |
| | 26 地方独立行政法人評価委員会 | 6 | 2 | 33.3 | (大阪府市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会) |
| | 27 | | | | |
| 合 計 | | 1,732 | 589 | 34.0 | |
| 女性委員0の審議会数 | | 1 | | | |

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|------------|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 4 | 1 | 25.0 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 3 | 75.0 | |
| 5 | 農業委員会 | | | | |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 12 | 7 | 58.3 | |
| 合 計 | | 27 | 12 | 44.4 | |
| 女性委員0の委員会数 | | 1 | | | |